

測量及び建設コンサルタント等に係る申請書及び添付書類の作成方法

1 申請書（様式2-1）の作成方法

- (1) 記載例を確認のうえ作成すること。【押印不要】
- (2) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。
- (3) 「13 担当者～17 担当者メールアドレス」欄には、本申請の担当となる部署や担当者名等を記載することとし、各項目の記載方法は次のとおりとすること。
 - ① 「13 担当者」欄において、代表者が申請担当者を兼ねる場合には、部署名（所属名）役職名欄には役職を記載すること。
 - ② 「14 担当者郵便番号及び15 担当者住所」欄において、本社（店）と同じ場合には、郵便番号欄は空欄とし、住所欄に『本社と同じ』と記載すること。
 - ③ 「16 担当者電話番号」欄において、本社（店）と同じ場合には、いずれかの空欄に『本社と同じ』と記載すること。
 - ④ 「17 担当者メールアドレス」には、申請の内容等について対応できる者又は部署のメールアドレスを記載すること。
- (4) 「18 申請代理人氏名等」欄には、行政書士が代理申請する場合に記載することとし、申請者の従業員が代表者に代わって申請を提出する場合には、記載不要である。
- (5) 「21 常勤職員の人数（人）」欄について、「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の数を記入し、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載すること。また、「④計」欄に①～③の合計人数を記入し、「⑤役職員等」欄に常勤役員又は事業主の数を内数で記載すること。

2 競争参加資格希望業種表・経営状況調査票（様式2-2①～③）の作成方法

- (1) 24 測量実績高（様式2-2①）
 - ・ 記載例を確認のうえ作成すること。
 - ・ 「①競争参加資格希望業種区分」欄には、業態調書（様式4）を参考に、参加を希望する業種の名称を記載すること。

- 「②直前々年度分決算」及び「③直前年度分決算」の「 年 月から 年 月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載すること。
- 「②直前々年度分決算」欄に審査基準日直前1年度分決算の前の決算による実績高を、「③直前年度分決算」欄に審査基準日直前の決算による実績高を、及び「④前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2ヶ年間の平均実績高を、それぞれ登録を希望する業種ごとに記載すること（百円単位は四捨五入）。登録を希望する業種以外の業種に係る実績高がある場合には、これを「合計」欄の上欄に「その他」として一括計上したうえで、これを含めた合計額を「合計」欄に記載すること。
- 決算が1事業年度1回の場合には、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載すること。
- 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。

(2) 25 有資格者数（様式2-2②）

下表の右欄に掲げる有資格者の数をそれぞれ該当する欄に記載し、同表「その他」の欄に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記載すること。

記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

免許等の名称	有資格者
構造設計一級建築士	一級建築士として5年以上構造設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
設備設計一級建築士	一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了した者（新建築士法の施行前においてもその実施が認められている講習（いわゆる「みなし講習」）受講者を含む。）
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備士	建築士法に基づく建築設備資格者を定める告示（昭和60年建設省告示第1526号）による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするもの二級に合格した者
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者

測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法(平成4年法律第51号)による環境計量士の登録を受けている者
港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者
RCCM	一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
技術士	総合技術監理部門 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(選択科目を下記部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格した者
	建設部門 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。)とするものに合格した者
	農業部門 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	森林部門 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	上下水道部門 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門とするものに合格した者
	電気・電子部門 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者
	機械部門 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
その他	地質調査 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格した者
	建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、管工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
	電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者の免状の交付を受けている者
	消防法(昭和23年法律第186号)による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に關し7年以上の実務の経験を有する者
上記の他、測量等業務に關連する免許等を受けている者	

(3) 26 自己資本額（様式2-2③）

- 「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額（百円単位は四捨五入）を記載すること（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額）。外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段（）内に外国資本の額を内数で記載すること。

組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。

また、個人（所得税青色申告決算書により確定申告を行う者）の場合は、確定申告控えにある貸借対照表から、（事業主借十元入金十青色申告特別控除前の所得金額）－事業主で算出した金額を個人事業者における「株主資本」とすること。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「④ 計」欄には同じ金額が入ること。

なお、個人（所得税の確定申告書Bにより確定申告を行う者）の場合は、確定申告書から確認できないため、自己資本額は「0」での申請となること。

- 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載すること。
- 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載すること。

(4) 27 経営状況（流動比率）（様式2-2③）

- 「① 流動資産」及び「② 流動負債」の各欄は、直前1年度分決算によって記載すること（百円単位は四捨五入）。
- 「③ 流動比率」欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載すること。

(5) 28 登録を受けている事業（様式2-2③）

下表の区分による登録を受けている場合に、それぞれ該当する欄に登録番号及び登録年月日を記入し、これら以外の登録等を受けている場合には余白の欄に必要事項を記載すること。

登録等の名称	内容
測量業者	測量法第55条による登録を受けている場合
建築士事務所	建築士法第23条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録を受けている場合

	る場合
土地家屋調査士	土地家屋調査士法第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
司法書士	司法書士法第8条による登録を受けている場合
計量証明事業者	計量法第107条による登録を受けている場合

(6) 29 営業年数の詳細（様式2-2③）

「④ 営業年数」欄の年数は、様式2-1の「20 営業年数」欄の年数と一致させること。

4 添付書類の作成方法

(1) 業態調書（様式4）

様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、希望業務は、「24 測量等実績高」欄の業種名と一致させること。

(2) 営業の沿革（様式5）、営業所一覧表（様式6）

各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。その際は、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記すること。

(3) 営業所に関する報告書（様式7-1、7-2）【押印不要】

本市内に本店以外の営業所がある場合に、委任の有無を問わず、申請日現在で作成し、提出すること。また併せて、営業所の所在地図、建物外観（看板が確認できること）、事務所内部の写真並びに公共料金の領収書等（申請日前3箇月以内のもの）の写し及び本市税の【滞納のない証明書】（写し可）を提出すること。

なお、同証明書については、本市内の支店や営業所に委任する場合等で別途同証明書を提出する者にあっては、重複での提出は不要とする。

(4) 委任状（様式8）【※要押印】

入札及び契約に関する権限を、支店や営業所等へ委任する場合に作成し、原本を提出すること。

提出の際は、委任者及び受任者の押印もれがないか十分確認すること。

(5) 測量等実績調書（様式10）、技術者経歴書（様式11）

各様式の末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の書式で延長するものとする。その際は、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記すること。

(6) 使用印鑑届（様式13）【※要押印】

実印と異なる印鑑を、契約の締結及び代金の請求受領等に使用する場合に作成し、原本を提出すること。

なお、様式8（委任状）を提出する場合には、受任者の印鑑を使用印とする本届を必ず提出すること。

(7) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

法務局等に登記された株式会社登記簿等（商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げるもののいずれかをいう。）に記載されている事項の証明書をいい、法人は提出すること。（写し可）

個人の場合は、本籍地の市町村長が発行する身分証明書を提出すること。（写し可）

(8) 登録証明書等

本手引の2(5)に掲げる各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものについては提出を要しない。

(9) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(10) 納税証明書

直前1年間における市税・県税・国税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（未納がないことの証明）をいい、国税（様式その3の3及びその3の2）にあっては、印刷した電子納税証明書（PDF形式）での提出を可とする。

なお、本市が発行する【滞納のない証明書】については、令和8年1月20日以降に発行されたものとする。

(11) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に関する書類

各々の保険加入が確認できる書類を添付すること。

【雇用保険】→ 雇用保険料納入証明書等

【健康保険及び厚生年金保険】→ 納入告知額・領収済額通知書の写し（直近のもの）
年金事務所への加入届出書の写し等

(12) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類（申請日前3箇月以内のもの、ただし本市の「滞納のない証明書」は令和8年1月20日以降のもの）については、写真機、複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので鮮明である場合に限り、写しによって差し支えない。

なお、その際には全てA4版とし、それより大きいもの又は小さいものについては縮小又は拡大すること。

(13) 資本関係又は人的関係に関する申告書（様式18）【押印不要】

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準（以下「基準」と

いう。) で規定する資本関係又は人的関係のある者について、別紙記入上の注意事項に留意の上、記入すること。

(14) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（様式19）

誓約書の内容を確認し、作成すること。また、役員等名簿は誓約書の（注）欄を確認して作成し、必ず、役職、氏名・フリガナ、性別、生年月日、個人の住所を記載すること。

なお、委任状（様式8）を提出する者にあっては、受任者についても必ず役員等名簿に記載すること。

また、本市において必要な場合は、鹿児島県警察本部に照会することがある。